

地方議会議員の待遇

加 藤 眞 吾

はじめに

近年の地方分権推進の大きな流れの中で、地方議会の改革も議論されている。それは主に次のような理由によるものと思われる。地方分権一括法⁽¹⁾の施行により、地方公共団体独自の事務が増加することに対応するため、また、首長の権限が増大することに対し適切なチェックを及ぼすため、地方議会においても、機能強化が求められているからである。

地方自治の充実を図るために、主に道州制や地方の自主性・自立性のための方策について議論を重ねてきた第28次地方制度調査会は、平成17年12月9日、『地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申』⁽²⁾をまとめ、同日、内閣総理大臣に提出した。地方議会の改革について本答申は、①議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止する、②議案提出権を委員会にも認める、③議会は、議案の審査等に必要の専門的事項に係る調査について、学識経験者等の知見を活用できる、④議長から首長に臨時の招集の請求をすることができるようにし、請求があれば首長は一定期間内に招集しなければならない、などの改革案を提言している。

第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、第164

回国会に、「地方自治法の一部を改正する法律案」が提出され、平成18年5月31日に可決、成立した⁽³⁾。

今回の法改正をきっかけに、今後、地方議会議員の待遇について、それを見直すべきであるとする議論が展開されることが予想される。そこで、以下では、地方議会議員の待遇に関し、職務の性格及び報酬に関わる議論を紹介する。あわせて各種手当等の待遇のほか、政務調査費や、同じく第164回国会に法改正案が提出され、可決、成立した⁽⁴⁾地方議会議員の年金制度に関する議論を整理したい。

I 地方議会議員の報酬と職務の性格との関係

1 名誉職と有給職

従来から、地方議会議員の職務の性格に関して、「名誉職」か「有給職」かが議論されてきた。名誉職とは、「有給職に対する概念で、生活を保障するための報酬を受けないで、国・地方公共団体等の公の機関の職位にあるものをいう⁽⁵⁾」。諸外国を例にとっても、地方議会議員は名誉職であるとして無報酬を原則とする場合もあれば、常勤的な専門職として大都市の地方議会議員には相応の報酬を支払う例もある⁽⁶⁾。

(1) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）

(2) 第28次地方制度調査会『地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申』平成17年12月。総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_051209.pdf>（インターネット情報は以下、いずれも2006.6.1.現在。）

(3) 「地方自治法の一部を改正する法律」（平成18年法律第53号）

(4) 「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」（平成18年法律第63号）

(5) 丸山高満監修『地方自治事典 新版』良書普及会、1986、p.613。

日本の場合、明治時代の府県制、市制・町村制のもとでは、地方議会議員は「名誉職」と明記されていた⁽⁷⁾。当時は、名誉職である無給の職員が、地方自治の事務を処理することは、自治制度の原則であると考えられていたからである。しかし、無給が原則である一方、特例が設けられており、生業収入が妨げられることへの弁償や職務上必要な出費への弁償が支給されていた⁽⁸⁾。

戦後になって地方自治制度が刷新されると、都、府県、市、町村と各階層で別々に法定されていた地方制度が、地方自治法の下に一本化された。だが、このとき、地方議会議員の位置づけは、従前のように明記されることはなかった。現行法上、公務員については、名誉職制度は一般に認められていないことから、現在の地方議会議員の職務は、「非常勤の特別職公務員」という位置付けであると解釈されているに過ぎない。また、戦後の制度刷新を契機に、都、府県、市、町村のすべての階層の地方議会議員には、報酬と費用弁償が支払われることになった。名誉職と規定されていたときは、議会によって格差はあるものの、無報酬を建前としつつ実費弁償よりは過分ともいえる額が支給されることも多かったため、費用弁償のほかに明確に報酬を支給する方が、現実に適合するとされたものである⁽⁹⁾。

2 報酬と職務の性格との関係

地方自治法第204条によると、常勤の職員⁽¹⁰⁾には、労務への対価と共に、生活給の要素を含む「給料」を支給しなければならない。一方、非常勤の特別職公務員と解されている地方議会議員は、地方自治法第203条第1項に基づき「報酬を支給しなければならない」とされている。地方議会議員は、非常勤職員に対しての給付、すなわち生活給ではなく、勤務量の反対給付、任務の遂行に対する対価としての「報酬」が支給される。このように解する根拠は、前述のように地方議会議員は、過去において無給であり、名誉職で非常勤であると性格づけられていた点に求めるほかない⁽¹¹⁾。

3 地方議会議員の職務の実態

非常勤職の公務員は、他に本業があることが通常と考えられる。このような考え方を、非常勤職であると解されている地方議会議員についても当てはめることは、その職務遂行の実態に合わないといわれることが多い⁽¹²⁾。地方議会議員は、本会議や委員会への出席や視察などの議会活動のほかに、議会の活動に関連して、調査研究、住民への議会報告、住民意思の把握のための活動など、議員としての活動を行うことも求められる。特に都道府県・大都市の議会の

(6) イギリス、フランスなどの国では、基本的に地方議会議員は無報酬である。アメリカ合衆国では、基礎自治体の議会の議員の多くは無報酬であるが、ニューヨーク市などの大都市の議会の議員は、相応の報酬を受け取っている。

(7) 「府県制」(明治23年法律第35号)第5条、「市制・町村制」(明治21年法律第1号)第16条など。

(8) 府県制第55条、市制・町村制第75条など。

(9) 加藤幸雄『新しい地方議会』学陽書房、2005、p.112。

(10) 「常勤の職員」とは、非常勤の職員に対する概念であり、原則として、休日を除いて、所定の勤務日において、また所定の勤務時間中常時勤務に服する職員をさす。非常勤職員について、地方公務員法上でも明確な概念付けはなされていない。常勤、非常勤の別は、それぞれの勤務の実態によって判断せざるを得ないと解されている(新自治用語辞典編纂会『新自治用語辞典』ぎょうせい、2000、pp.440、756-757.)。

(11) 駒林良則『地方議会の法構造』成文堂、2006、p.148。

(12) 地方議会議員に一般職の公務員のような兼業制限はなく、当該地方公共団体等に対し請負をすること又は請負をする法人の役員を兼ねることが規制されているのみである(地方自治法第92条の2)。

議員は、活動の実態が専門化しているともいわれている。

このような実態を踏まえて、平成17年3月、全国都道府県議会議長会は、第28次地方制度調査会に提出した資料の中で、「地方自治法第203条から『議会の議員』を削除し、新たに「公選職」に係る条項を設けるとともに、議会の議員に対する「報酬」を「歳費」に改めよ。」との改革案を提示している⁽¹³⁾。この案は、議員については、常勤・非常勤という職の区別とは別に、「公選職」という新たな概念を設けているが、第28次地方制度調査会では、この「公選職」にいかなる法的効果を持たせるのか、などの議論の余地があるとして、引き続き検討を続けるとしている⁽¹⁴⁾。

では、勤務実態において都道府県議会の議員ほど専門化が進んでいないと思われる町村議会の議員についてはどうであろうか。全国町村議会議長会は、「名誉職にされると、それでも少ない町村議員の報酬がさらに減額される⁽¹⁵⁾」という懸念を示している。ただ、町村議会の議員の職務の法的性格をめぐる議論は、都道府県議会や市議会の議員と比べて、専門化が進んでいないことから、十分な広がりを持っていない状況にある⁽¹⁶⁾。

地方議会議員の職務の性格は、議員の専門化という問題と深く関連する。専門化は、実際どれくらい進んでいるのであろうか。市町村議会

の議員に比べて専門化が進んでいる都道府県議会の議員の専門の割合（专业化率）は、38.5%で、全都道府県議会の議員2,805人中、議員が専門の者は1,080人である。最も专业化率が高い議会は京都府で、88.7%、最も专业化率が低いのは、岐阜県で4%である⁽¹⁷⁾。実は、都道府県議会の議員の間でも、専門化の進み具合は、地域により区々であることがわかる。

地方議会議員の専門化が指摘される中で、第28次地方制度調査会の答申⁽¹⁸⁾では、地方議会に、幅広く住民の意思を反映させるためにも、勤労者等が議員として活動しやすい環境を整備するよう検討すべきである、としている。たとえば平日や昼間には本業の勤めがある勤労者等でも議員としての活動ができるように、休日、夜間に議会を開催するなどの運用を行うことを提言している。

地方議会議員は、議員としての活動に専念できるように専門化を推進すべきか、それとも、本業を持つ会社員等でも議員としての活動ができるように便宜を図ることを優先させるべきか、今後も検討が必要である。報酬等の待遇に関する議論は、このような議員活動のあり方に関する基本的な考え方を踏まえて、なされる必要がある。

4 地方議会議員の報酬の実態

報酬を地方公共団体の種別ごとに具体的に見

(13) 都道府県議会制度研究会『今こそ地方議会の改革を一都道府県議会制度研究会中間報告一』都道府県議会制度調査会、2005、pp.39-42。

(14) 第28次地方制度調査会 前掲注(2)参照。また、地方分権推進委員会『地方分権推進委員会第2次勧告一分権型社会の創造』平成9年7月においても、「専門職、名誉職等議員身分のあり方についても、中期的な課題として検討を進める」という方針が出されていた。

(15) 地方（町村）議会活性化研究会『町村議会の活性化方策に関する報告書 平成10年4月』p.35。全国町村議会議長会 <<http://www.nactva.gr.jp/html/labo/pdf/houkoku.pdf>>

(16) 第2次地方（町村）議会活性化研究会『分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策 平成17年3月』pp.9-11。全国町村議会議長会 <<http://www.nactva.gr.jp/html/labo/pdf/housaku.pdf>>

(17) 全国都道府県議会議長会『全国都道府県議会議員職業別一覧表（2005.7.1.現在）』<<http://www.gichokai.gr.jp/newhp/075gaikyo/web/2005/17shokugyo.pdf>> の数値を基に筆者が算出した。

(18) 第28次地方制度調査会 前掲注(2)

てみると、表1のとおりである。これを見ても、
 専門化が進んでいるとされる都道府県や大都市
 の議会と、小規模の町村議会との間では大きな
 差があることがわかる。

表1 地方議員の報酬（平均報酬月額の高額と最低額）

(1) 都道府県議会議員の報酬 (単位：千円)

	議 長	副 議 長	議 員
最 高 額 (東 京 都)	1,320	1,190	1,060
最 低 額 (島 根 県)	768	710	655
平 均	978	879	812

(2) 政令指定都市の市議会議員の報酬

	議 長	副議長	議 員
最 高 額 (名古屋市)	1,250	1,100	1,010
最 低 額 (静 岡 市)	807	720	649
平 均	1,056	950	869

(3) 市議会議員の報酬

	議 長	副議長	議 員
最 高 額 (大阪府堺市)	900	850	780
最 低 額 (広島県江田島市)	258	214	196
平 均	498	439	405

(4) 町村議会議員の報酬

	議 長	副議長	議 員
最 高 額 (神奈川県葉山町)	499	430	400
最 低 額 (沖縄県渡嘉敷村)	120	100	94
〃 (長野県清内路村)	(150)	(106)	90
平 均	292	236	215

(出典) 総務省『地方公務員給与の実態—平成17年4月1日
 地方公務員給与実態調査結果—平成17年版』を基に
 作成。

II その他の手当、政務調査費及び年金

1 その他の手当

(1) 期末手当

期末手当は、「生計費が一時的に増大する益
 や正月のいわゆる期末に支給される生活補給金
 的性格を持つ手当⁽¹⁹⁾」といわれている。本来、
 期末手当は給料で生活する常勤職員に支給され
 るものであり、生活給ではなく任務の遂行への
 対価としての「報酬」を受け取る非常勤職員に
 はなじまない、とされており、期末手当が支給
 されることはない。一方、地方議会議員は、地
 方自治法第203条第4項の規定により、期末手
 当を支給することができる。これは、昭和31年
 の地方自治法の改正の際に新設された条項であ
 り、報酬と同様に国会議員との均衡を考慮して
 支給するものとされている⁽²⁰⁾。

規定上は、報酬のように必ず支給しなければ
 ならないものではないが、ほとんどの議会で、
 期末手当は支給されている⁽²¹⁾。町村議会の場
 合、支給している議会は99.5%である⁽²²⁾。支給
 額は、報酬月額のおよそ3.6か月分といわれて
 いるが⁽²³⁾、この割合は議会ごとに条例で定め
 られている上、多くの議会では、加算率を報酬
 月額に上乗せして算定している⁽²⁴⁾。

(2) 費用弁償（日額旅費・応召旅費）

地方議会議員には、職務の執行に要した経費
 を償うため、費用弁償として金銭が支給される

(19) 丸山 前掲注(5), p.107.

(20) 今村都南雄ほか『逐条解説地方自治法Ⅲ』敬文堂, 2004.1, pp.1094-1097.

(21) 地方公共団体の財政難を受けて、地方議会の議員の期末手当を削減する議会も出てきている。例えば、「議員
 期末手当ゼロに 藤沢町議会」『岩手日報』2006.2.1. など。

(22) 全国町村議会議長会『第51回町村議会実態調査報告 調査結果の概要（平成17.7.1. 現在）』p.14.

<<http://www.nactva.gr.jp/html/search/pdf/H17/01.pdf>>

(23) 加藤 前掲注(9), p.114.

(24) 都道府県議会の場合は、47都道府県すべてが期末手当の算定の基準となる報酬月額に20%以上を加算して、期
 末手当の額を算定していたとの報道もある。例えば、「議員ボーナス 20～45%を加算 全都道府県、法的根拠
 なし」『朝日新聞』2005.6.27. など。

(地方自治法第203条第3項)。つまり、役務の対価、勤務量の反対給付として「報酬」が支給されるほか、職務に要した経費の弁償も受けられる。費用弁償の中身は、内国・外国旅行の旅費や宿泊費のほか、議会や各種委員会に出席する際に生じた交通費等の経費や、生業収入の欠損の補填のために支払われる費用弁償も存在する。これらのうち特に、議会や各種委員会に出席する日数に応じて支給される費用弁償は、日額旅費又は応召旅費などとも言われている。これは、実際に職務に要した額と同一である必要はなく、ほとんどの議会では、条例に標準的な額を定め、これを基礎とした定額が支給されている(表2参照)。

費用弁償という名目での金銭の支給に対して、「報酬との二重払いである」、「金額の算定根拠があいまいで妥当性がない」などの批判が出ている⁽²⁵⁾。都道府県議会の議員のように、議会や各種委員会が開かれる場所から遠隔地に議員が居住している場合は別にしても、当該市町村内に住んでいる市町村議会の議員の場合は、このような批判を受けやすい。

ただ、地方議会議員が行う議会活動には、職務を行うためか否かが判然としないものが多いことも確かである。たとえば、議会の閉会中に開かれた全員協議会⁽²⁶⁾への出席には、費用弁償を支給すべきでないとした行政実例⁽²⁷⁾のように、少なくとも議員個人の私的な行動とは言

表2 都道府県議会の議員が受け取る費用弁償(日額旅費)の額*

	支給額(円)		支給額(円)
北海道	15,000 ~ 20,000	三重県	交通費実費
青森県	9,700 ~ 16,300	滋賀県	3,000 ~ 12,000
岩手県	9,700 ~ 19,000	京都府	11,300
宮城県	10,800 ~ 20,200	大阪府	7,000 ~ 15,000
秋田県	5,000 ~ 16,300	兵庫県	2,500 ~ 19,000
山形県	10,900 ~ 19,000	奈良県	3,500 ~
福島県	9,800 ~ 19,600	和歌山県	10,500 ~ 16,500
茨城県	13,300 ~ 16,300	鳥取県	交通費実費
栃木県	11,500 ~ 14,500	島根県	7,400(宿泊しない場合) 14,800(宿泊する場合)
群馬県	14,400 ~ 18,900	岡山県	9,100 ~ 18,100
埼玉県	11,700 ~ 18,700	広島県	11,400 ~ 16,300
千葉県	12,200 ~ 14,600	山口県	6,400 ~ 13,600
東京都	10,000 ~ 12,000	徳島県	8,000 ~ 22,000
神奈川県	12,000 ~ 14,500	香川県	8,000 ~ 12,000
新潟県	8,000 ~ 18,600	愛媛県	8,300 ~ 19,400
富山県	9,800 ~ 13,000	高知県	8,000 ~ 21,000
石川県	9,600 ~ 20,700	福岡県	10,000 ~ 20,000
福井県	9,800 ~ 17,200	佐賀県	9,700 ~ 14,600
山梨県	10,000 ~ 14,400	長崎県	9,200 ~ 16,300
長野県	3,500 ~ 5,000	熊本県	12,000 ~ 16,300
岐阜県	8,900 ~ 19,500	大分県	5,000 ~
静岡県	議員の住居地から会議開催地までの合理的な経路に基づき議長が認定した額	宮崎県	10,000 ~ 18,000
愛知県	15,000 ~	鹿児島	9,700 ~ 16,300
		沖縄県	8,000 ~ 16,300

* 議会所在地に、最も近い地に居住する議員への支給額と、最も遠い地に居住する議員への支給額を記載した。表記の額のほかに、遠隔地に居住する議員に交通費を加算して支給する団体もある。
(出典) 都道府県の条例を基に作成。

(25) 新川達郎「期末手当、費用弁償、議員報酬のあり方」『ガバナンス』14号, 2002.6, pp.96-97. など。

いがたいような場合であるにもかかわらず、費用弁償がなされないこともある。近年は、費用弁償の受け取りを拒否する議員も出てきており、また、大阪市のように費用弁償の支給自体を廃止するところも出てきている⁽²⁸⁾。現在では、全国の地方議会では、その三分の一にあたる議会（町村議会に限ると過半数）が、費用弁償を行っていない⁽²⁹⁾。

2 政務調査費について

政務調査費は、地方議会議員の調査研究のため、会派又は議員に対して支払われる必要経費であり、議員に支払われる報酬やその他の手当

とは性質を異にしている。

地方自治法制定当時、地方議会議員は、報酬と費用弁償を支給されているのみであった。地方行政の役割が増大するにつれ、地方議会議員には、地方政治行政に関して調査・研究を行う必要性が高まってきたため、地方公共団体は、独自に条例を制定し、通信費や調査研究費の名目で必要経費を議員に支給していた。

しかし、昭和31年の地方自治法の改正により、議員には、報酬と期末手当、費用弁償のほかに金銭の支給ができなくなり、従来のように、独自の条例による通信費や調査研究費の支給ができなくなった。そこで地方公共団体は、「寄附

表3 都道府県・政令市の議会の議員が受け取る政務調査費

(一人当たり月額 単位：円)

	会派分	個人分		会派分	個人分		会派分	個人分
北海道	100,000	430,000	愛知県	500,000	—	長崎県	40,000	260,000
青森県	310,000	—	岐阜県	—	330,000	熊本県	—	300,000
秋田県	60,000	250,000	三重県	150,000	180,000	宮崎県	300,000	—
岩手県	—	310,000	滋賀県	150,000	150,000	鹿児島県	300,000	—
宮城県	350,000	—	京都府	100,000	400,000	沖縄県	100,000	150,000
山形県	310,000	—	大阪府	100,000	490,000	政令市		
福島県	350,000	—	奈良県	50,000	250,000	札幌市	400,000	—
栃木県	300,000	—	和歌山県	60,000	240,000	仙台市	380,000	—
茨城県	300,000	—	兵庫県	200,000	300,000	さいたま市	340,000	—
群馬県	300,000	—	鳥取県	—	250,000	川崎市	450,000	—
埼玉県	500,000	—	岡山県	—	350,000	横浜市	550,000	—
東京都	600,000	—	島根県	30,000	270,000	千葉市	300,000	—
神奈川県	530,000*	—	広島県	350,000	—	静岡市	150,000	—
千葉県	50,000	350,000	山口県	—	350,000	名古屋市	550,000	—
山梨県	50,000	230,000	香川県	300,000	—	京都市	140,000	400,000
新潟県	66,000	264,000	徳島県	100,000	150,000	大阪市	600,000	—
長野県	290,000	—	愛媛県	330,000	—	神戸市	380,000	—
富山県	300,000	—	高知県	140,000	140,000	広島市	340,000	—
石川県	300,000	—	福岡県	500,000	—	北九州市	380,000	—
福井県	300,000	—	大分県	300,000	—	福岡市	350,000**	—
静岡県	450,000	—	佐賀県	300,000	—			

* (神奈川県) 530,000円を、①会派、②議員、③会派及び議員のいずれかに交付

** (福岡市) ①会派に1人当たり350,000円、②会派1人当たり90,000円及び個人1人当たり260,000円の選択制

(出典) 全国市民オンブズマン連合会『都道府県政令市政務調査費調査(平成17.4.1.現在)』を基に作成。

(26) 地方議会議員が、長の招集によらず、その他正規の議会活動の手続きによらず、事実上一堂に会して協議すること、記録が取られないことから自由に審議できるため、運用上広く用いられている。

(27) 「費用弁償の支給ができない場合」(昭和27.4.24.地自行発第111号小樽市議会事務局長宛行政課長回答)

(28) 「費用弁償を廃止へ、指定市で初、大阪市議会」『朝日新聞』(大阪)2005.12.6.

(29) 全国町村議会議長会 前掲注(2), p.13.

表 4 町村議会の議員が受け取る政務調査費

(1) 議員に交付する議会 (151議会)

金額 (円)	5,000未満	5,000～ 10,000未満	10,000～ 15,000未満	15,000～ 20,000未満	20,000以上	計
町村数	18	57	53	4	19	151
構成比	11.9%	37.7%	35.1%	2.6%	12.6%	100.0%

(2) 会派に交付する議会 (45議会)

金額 (円)	5,000未満	5,000～ 10,000未満	10,000～ 15,000未満	15,000～ 20,000未満	20,000以上	計
町村数	7	15	14	5	4	45
構成比	15.6%	33.3%	31.1%	11.1%	8.9%	100.0%

(3) 会派および議員に交付する議会 (103議会)

金額 (円)	5,000未満	5,000～ 10,000未満	10,000～ 15,000未満	15,000～ 20,000未満	20,000以上	計	その他 *
町村数	13	50	27	2	5	97	6
構成比	13.4%	51.5%	27.8%	2.1%	5.2%	100.0%	—

* 会派への交付額と議員への交付額が異なる町村。議員1人当たり月額に換算できないため集計に含めていない。
(出典) 全国町村議会議長会『第51回町村議会実態調査 調査結果の概要(平成17.7.1.現在)』を基に作成。

又は補助することができる」という地方自治法第232条の2の規定⁽³⁰⁾を根拠として、県政調査交付金、市政調査交付金等の名目で、議会の会派に対して支給する形で、議員の調査研究活動に必要な経費を支払ってきた。

このような金銭の支給は、しばしば住民からの監査請求の対象となり、批判の的となってきた⁽³¹⁾。それを受けて地方議会からは、調査研究目的の経費の支給を明確に法定するよう、強い要求が出されるようになった。そこで、平成12年5月、地方自治法が改正され、地方自治法第100条第13項⁽³²⁾に基づき政務調査費が制度化された。これにより地方公共団体は、それぞれ条例を定め、政務調査費を会派のほか議員個人にも支給できるようになった。各都道府県及び

政令市における現在の政務調査費の額等は表3、4のとおりである。現在、政務調査費は、都道府県議会では全議会に支給されている。市議会では、全体の88%にあたる607市議会で支給されているが⁽³³⁾、町村議会では、1,614議会のうち299議会、18.5%にとどまっている⁽³⁴⁾。

3 議員年金について

地方議会議員の年金制度は、国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)⁽³⁵⁾にならって制定された地方議会議員互助年金法(昭36年法律第120号)を前身としている。当初は、任意加入の互助年金制度であったが、その後、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に統合された。ただし、公的年金の一環である地方公務員

(30) 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」(地方自治法第232条の2)

(31) 「政務調査費遠い透明化 領収書義務は6区のみ 都と23区の議会調査」『朝日新聞』2005.6.17, 夕刊。

(32) 「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」(地方自治法第100条第13項)

(33) 加藤 前掲注(9), p.170.

(34) 全国町村議会議長会 前掲注(2), pp.15-16.

(35) 平成18年4月1日施行(一部の規定は同年7月1日施行)の「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平成18年法律第1号)により廃止。

共済年金とは全く異なる制度である。都道府県議会議員を会員とする都道府県議会議員共済会、市議会議員及び東京都の特別区の区議会議員を会員とする市議会議員共済会、町村議会議員を会員とする町村議会議員共済会の3つの共済会が、年金事業の運営を行っている。

地方議会議員年金の財政運営は、制度発足の当初から厳しく、平成14年には地方公務員等共済組合法を一部改正し、給付水準の引下げを行うとともに、掛金率の引上げを行った。それでも現行制度のままで運用を続けると、都道府県議会議員共済会は平成31年度に、市議会及び町村議会議員共済会は平成20年度に、積立金残高が枯渇する見通しである。その理由としては、各地での議員定数の削減、市町村合併に伴う議員数の減少などの要因で、掛金を支払う現役議員が減少していることが挙げられる。また、条例による議員報酬の引き下げによる収入の減少や、低金利の長期化の影響で、運用収入が減少していることも挙げられている⁽³⁶⁾。さらに、

高齢化に伴い受給資格のある元議員が増加しているため、共済会の支出は増大している。

総務省の地方議会議員年金制度検討会（以下「検討会」という。）は、地方議会議員の年金制度について検討を重ね、平成18年2月に、報告書を公表した⁽³⁷⁾。検討会は、年金制度を維持存続させるため、掛金率と地方公共団体の負担金率を引き上げ、同時に年金算定基礎率を引き下げて、給付額を抑制する提言をしている（表5参照）。これを受けて第164回国会には、地方議会議員年金の制度存続を前提として、検討会が提出した報告の趣旨に沿って、退職年金及び退職一時金の給付水準を引き下げるとともに、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単元の一元化を行うこと等を内容とする「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」が提出され、平成18年6月7日に可決、成立した⁽³⁸⁾。

検討会の提言によると、地方議会議員年金は、現役議員の掛金と負担金で受給者を支える社会

表5 地方議会議員の年金制度（検討会の提示案と現行制度の比較）

		都道府県議会議員共済会	市議会議員共済会	町村議会議員共済会
収入面	検討会で提示された掛金率	標準報酬月額の 13.0/100	標準報酬月額の 16.0/100	標準報酬月額の 16.0/100
	現行の掛金率	12.0/100	13.0/100	15.0/100
	検討会で提示された特別掛金率	期末手当の 2.0/100	期末手当の 5.0/100	期末手当の 5.0/100
	現行の特別掛金率	2.0/100	7.5/100	7.5/100
	検討会で提示された地方公共団体の負担金率	標準報酬月額の 10.0/100	標準報酬月額の 10.5/100	標準報酬月額の 11.0/100
	現行の負担金率	10.0/100	12.0/100	12.0/100
給付面	検討会で提示された年金算定基礎率	標準報酬年額×{35/150+0.7/150×(在職年数-12年)} (現行水準の12.5%引き下げ)		
	現行の算定基礎率	標準報酬年額×{40/150+0.8/150×(在職年数-12年)}		
その他	受給資格を得るのに必要な在職年数	12年		
他	議員総数(人)	58,567	2,836	36,416

(出典) 『地方公務員共済組等事業年報 平成15年度版』総務省自治行政局, 2004; 総務省地方議会議員年金制度検討会『地方議会議員年金制度検討会報告』平成18年2月 を基に作成。

⁽³⁶⁾ 「地方議員年金「特権」存続へ 国会議員は廃止なのに」『東京新聞』2006.3.18.

⁽³⁷⁾ 総務省地方議会議員年金制度検討会『地方議会議員年金制度検討会報告 平成18年2月』

<http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/c_gikai_nenkin/pdf/060223_3_hokoku.pdf>

⁽³⁸⁾ 前掲注(4)

保険方式により共済会が運営する制度であり、原則として国庫負担の恩給方式により国が直接給付する制度である国会議員互助年金とは、制度の基本的性格等が異なっており、別のものとして議論する必要があるとしている。しかし、実際のところ、国会議員互助年金とパラレルな制度として理解されることが多いため、第164回国会での国会議員互助年金制度の改革⁽³⁹⁾を受けて、議論が高まることが予想される⁽⁴⁰⁾。

おわりに

地方議会議員の待遇に関する議論は、それほど高まっているとはいえない。現在のところ、

地方分権改革の進展に合わせて、地方議会の機能拡大や能力の向上に関する議論も高まりつつあるが、今後地方議会に要求される機能が大きくなると、議員の業務量や活動も増大し、その内容も変容せざるを得ない。他方、住民代表としての議員を勤労者など幅広い人材から確保する必要も出てくるであろう。議員の能力の高度化、専門化が求められるとともに、生業を持ちつつその空いた時間に議員活動を行うことができるような環境の整備も進めていかねばならないであろう。このような観点から新しい議員の職務・活動形態にふさわしい地方議会議員の待遇のあり方について十分な検討が行われることが望まれる。

(かとう しんご 行政法務課)

⁽³⁹⁾ 国会議員互助年金法を廃止し、議員歴が10年に達せず年金受給資格を得ていない者は、退職時までの払込み総額の80%を受け取る、10年以上の議員歴を有する者は払い込み総額の80%を受け取るか、従来予定されていた支給額を15%カットした年金を受給するかを選べる、すでに年金を受給している者は支給額を4~10%カットし、高額所得者への年金支給は制限する、などの国会議員年金制度の改革を行った。なお、今回の改革では、地方議会議員の年金との併給を禁止・調整することは見送られている。

⁽⁴⁰⁾ 「地方議員全員に年金 世界の非常識」『産経新聞』2005.10.9.; 「地方議員年金の見直しを 国会審議の質向上もテーマ」『週刊東洋経済』5988号, 2005.11.5, pp.52-53.; 「社説 地方議員年金 速やかに廃止に向けた議論を」『毎日新聞』2005.11.7. など、国会議員互助年金制度の改革の論議を契機に地方議会議員の年金制度の見直しを求める記事がいくつか見られる。